

No.	⑤-1	R6 当初予算 R5 補正予算	10,696 百万円 2,628 百万円
事業名	甘味資源作物生産支援対策	府省庁名	農林水産省
概要	甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援。		
支援対象	① 市町村 ② 生産者団体、民間団体等	補助率	1/2 以内、6/10 以内、定額
対象事業	<p>(1) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 国内産糖と輸入糖の内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構(A L I C)が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行う。</p> <p>(2) 甘味資源作物安定生産体制確立事業 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援する。</p> <p>(3) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業 さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への対応や生産性を向上させるための取組を支援するとともに、分みつ糖・いもでん粉工場の省力化による労働生産性向上の取組等を支援する。</p>		
支援内容	(1) は定額補助、(2) は定額補助、(3) は 1/2 以内、6/10 以内、定額。		
離島での実績	<p>(1) R3 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、北大東島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島、伊良部島、石垣島(甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付)</p> <p>(2、3) R3 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、伊是名島、久米島、南大東島、北大東島、宮古島、伊良部島、石垣島等(さとうきびの土づくりや病害虫防除、農業機械導入等の生産性向上の取組、自然災害からの回復に向けた取組の実施)</p>		
備考	支援対象には(独)農畜産業振興機構を含む。		
担当部署	農林水産省農産局地域作物課		
連絡先	03-3501-3814		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html		

○ 甘味資源作物生産支援対策

【令和6年度予算額 10,696 (10,919) 百万円】

(令和5年度補正予算額 2,628百万円)

<対策のポイント>

甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援します。

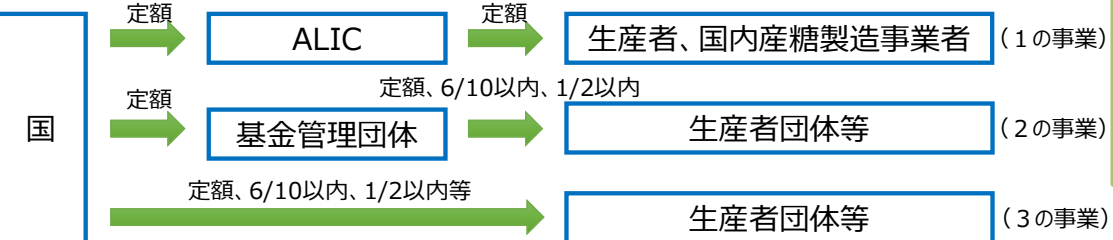
<事業目標>

- さとうきびの10a当たり労働時間の削減 (30.9時間/10a [令和7年度まで])
- さとうきびの生産量の増加 (153万t [令和7年度まで])
- かんしょの生産量の増加 (86万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

- 1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 9,915 (10,137) 百万円**
国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構(ALIC)が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する**甘味資源作物及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援**を行います。
- 2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 781 (781) 百万円**
さとうきび増産基金により、さとうきびの**台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応**を支援します。
- 3. 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業 【令和5年度補正予算】2,628百万円**
さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、**病害虫への対応や生産性を向上させるための取組**を支援するとともに、**分みつ糖・いもでん粉工場の省力化による労働生産性向上の取組**等を支援します。

<事業の流れ>




<事業イメージ>

さとうきび増産基金	
○さとうきび勘定	
自然災害	主な対策
干ばつ	・ かん水
台風	・ 除塩 (散水) ・ 苗の補植、改植
病害虫	・ 病害虫防除
糖度減少	・ 土づくり ・ 株更新
その他の災害	災害の内容に応じた対策 (株出管理作業、苗の確保等)
○かんしょ勘定	
・ 病害虫防除対策	
主な対策	
当期作への対応	・ 予防薬剤の散布
次期作への対応	・ 苗・苗床の消毒 ・ 土壌消毒 ・ 健全な種いも・苗の導入 ・ 他作物への作付転換 等

甘味資源作物生産性向上事業

○さとうきび <取組例>

労働生産性と単収の向上を図るため、**担い手の育成等を通じた労働力確保や土づくりの推進、機械化一貫体系による省力化等**、島ごとの実情に応じた取組を支援。



堆肥等を活用した土づくり

○かんしょ <取組例>

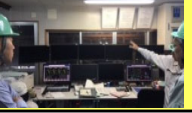
サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にしながら**かんしょの持続的な生産を行うための取組**やでん粉原料用かんしょの生産性向上及び省力化のための**多収新品種への転換**や農業機械の導入等を支援。



多収新品種への転換

○分みつ糖工場、いもでん粉工場 <取組例>

労働力不足の改善のため、**省力化・効率化に向けた人員配置の検討、工場全体の工程見直し及び施設整備等労働生産性向上の取組**等を支援。



労働生産性の向上

【お問い合わせ先】農産局地域作物課 (03-3501-3814)

No.	⑤-2	R5 補正予算額 (所要額)	34,520 百万円
事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	府省庁名	農林水産省
概要	<p>畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。</p> <p>また、後継者不足の畜産経営と地域の担い手間の継承のための条件調整や経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。</p> <p>さらに、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛への更新を支援します。</p>		
支援対象	中心的な経営体（畜産農家等）、 民間団体	補助率	1 / 2 以内、定額
対象事業	<p>(1) 施設整備事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。</p> <p>(2) 機械導入事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。</p> <p>(3) 調査・実証・推進事業 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。 また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。</p> <p>(4) 畜産経営基盤継承支援事業 i) 後継者不在の畜産経営と地域の担い手（新規就農等）間の継承のための条件調整の取組、ii) 経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。</p> <p>(5) 優良繁殖雌牛更新加速化事業 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付します。</p>		
支援内容	(1)、(2)、(4) の ii は補助率 1 / 2 以内 (3)、(4) の i、(5) は定額		
離島での実績	(1) ~ (3) 佐渡島、対馬島、壱岐島、大島（平戸諸島）、宇久島、中通島、福江島、種子島など		
備考			
担当部署	(1) ~ (4) 農林水産省畜産局企画課 (5) " 畜産振興課		
連絡先	(1) ~ (4) 03-3501-1083 (5) 03-6744-2587		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html		

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和5年度補正予算額（所要額） 34,520百万円】

<対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等に加え、経営資源を継承する取組を支援します。また、飼料増産優先枠及び省エネ優先枠を引き続き措置します。加えて、優良な繁殖雌牛への更新を加速化することで、肉用牛の生産基盤の強化を図ります。

<事業目標>

畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 販売額の増加（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 所得の向上（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）

<事業の内容>

1. 畜産クラスター事業 (所要額) 29,100百万円

① 施設整備事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

② 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

③ 調査・実証・推進事業

収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

④ 畜産経営基盤継承支援事業

経営資源を地域の担い手に継承するため、必要な施設整備等を支援します。

2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業 (所要額) 5,420百万円

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。

<事業イメージ>



収益性向上のための取組、中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容、収益性向上の目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

【優先枠等】

中山間地域優先枠
輸出拡大優先枠
肉用牛・酪農重点化枠
飼料増産優先枠
省エネ優先枠

食料安全保障の強化を図るため、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択。省エネ優先枠は引き続き措置。



飼料収穫機械等

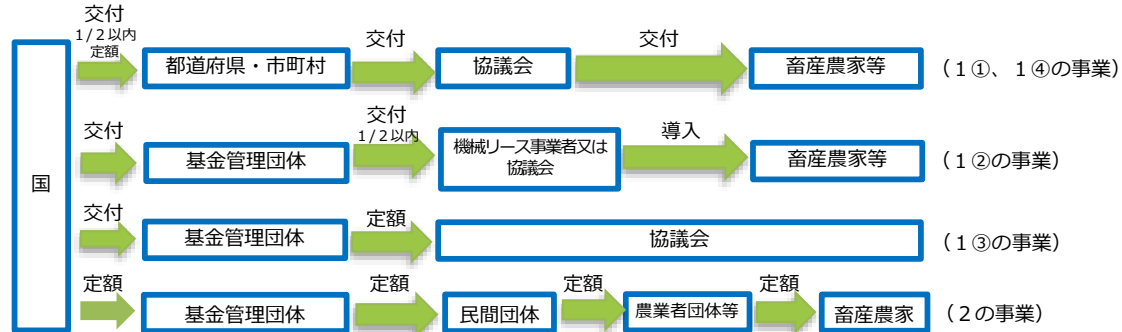
「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
(2の事業) 畜産振興課 (03-6744-2587)

<事業の流れ>



No.	②-3		R 6 予算額	3,795 百万円の内数
事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)		府省庁名	農林水産省
概要	スーパーL 資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援する。			
支援対象	目標地図に位置づけられた等の認定農業者	補助率	貸付当初5年間実質無利子化	
対象事業	<p>地域農業を維持・発展させるためには、地域の中心経営体等として位置付けられた「担い手」が自らの創意工夫を活かして経営改善の取組を行うことが重要である。</p> <p>経営改善に向けた投資の効果が発現するまでには一定の期間を要することから、投資後の一定期間について支援を行うことが必要である。</p> <p>このため、目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL 資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じる。</p>			
支援内容	<p>(1) 対象資金：スーパーL 資金、農業近代化資金</p> <p>(2) 利子助成限度額：スーパーL 資金（個人3億円、法人10億円）（※1） ：農業近代化資金（個人18百万円（※2）、法人2億円）</p> <p>(3) 金利負担軽減措置：貸付当初5年間実質無利子化</p> <p>（※1）利子助成の対象となる借入金上限：通算20億円 （※2）知事特認の場合は2億円</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	農林水産省経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照HP	<p>(農林水産省HP) http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html</p> <p>(日本政策金融公庫HP) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html</p> <p>(沖縄振興開発金融公庫HP) http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124</p>			

スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和6年度予算概算決定額 3,795 (3,337) 百万円の内数】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

以下のいずれかに該当する認定農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

- ① 目標地図に位置付けられた者
- ② 人・農地プランに位置付けられた者
- ③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

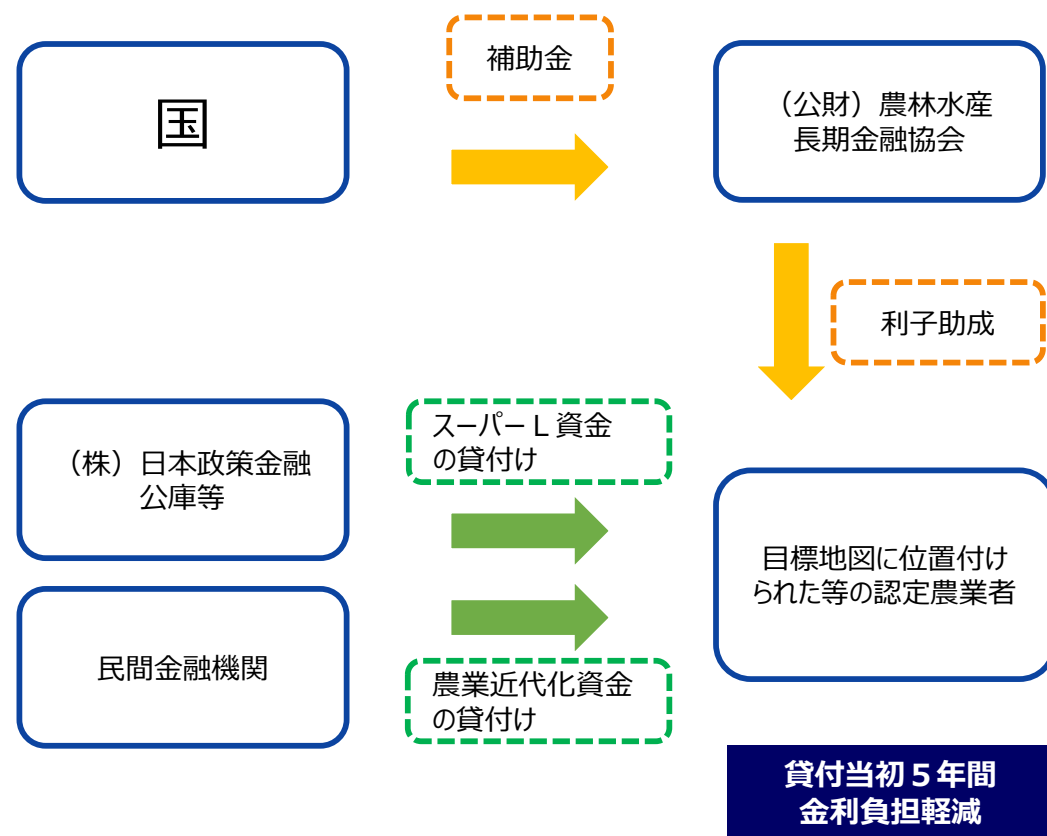
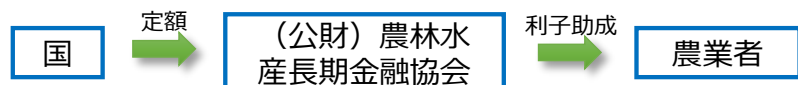
また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

対象資金：スーパーL資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2167)

No.	⑤-4	R6当初予算	12,124 百万円
事業名	新規就農者育成総合対策	府省庁名	農林水産省
概要	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催等の取組を支援。		
支援対象	事業①、②：認定新規就農者（就農時 49 歳以下） 事業③：研修期間中の研修生（就農時 49 歳以下） 事業④：農業法人等 事業⑤：市町村、協議会、民間団体等 事業⑥：農業教育機関等 事業⑦：協議会、都道府県 事業⑧：民間団体等	補助率	事業①：県支援分の 2 倍を国が支援 事業②～④、⑦：定額 事業⑤～⑧：定額、1/2
対象事業	事業①：経営発展支援事業（就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の 2 倍を国が支援。） 事業②：経営開始資金（新たに経営を開始する者に対して、資金を交付。） 事業③：就農準備資金（研修期間中の研修生に対して、資金を交付。） 事業④：雇用就農資金（雇用元の農業法人等に対して、資金を交付。） 事業⑤：サポート体制構築事業（農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者による新規就農者への技術面等のサポート、社会人向け農業研修の実施等を支援。） 事業⑥：農業教育高度化事業（農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援。） 事業⑦：農業者キャリアアップ支援事業（農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術等を学び直す研修を支援。） 事業⑧：農業人材確保推進事業（農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援。）		
支援内容	事業①：補助対象事業費上限 1,000 万円（事業②の交付対象者は上限 500 万円） 事業②：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間 事業③：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 2 年間 事業④：最大 60 万円/年×最長 4 年間 事業⑤： ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・設備等の導入 ・農地、資金に加えて住宅等の生活面も相談できる就農相談員の設置（補助金上限 100 万円） ・就農者の技術、販路確保等のサポートを行う先輩農業者等の活動（補助金上限 100 万円） ・社会人向けの農業研修の実施（補助金上限 300 万円） 事業⑥：農業大学校・農業高校等における ・研修用農業機械・設備の導入、ICT 環境 ・スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラム強化 ・現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組 等 事業⑦：農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施 事業⑧：インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等		
離島での実績	—		
備考	事業①～③：申請時期については、都道府県または市町村にお問い合わせください。 事業④：3～4 月（6 月支援開始分）、7～8 月（10 月支援開始分）、10～11 月（2 月支援開始分）に募集予定。		
担当部署	農林水産省経営局就農・女性課		
連絡先	03-3052-6469		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/		

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の全体像>



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置**、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

(令和5年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業※1

- ・研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施

④ 農業人材確保推進事業

- ・インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

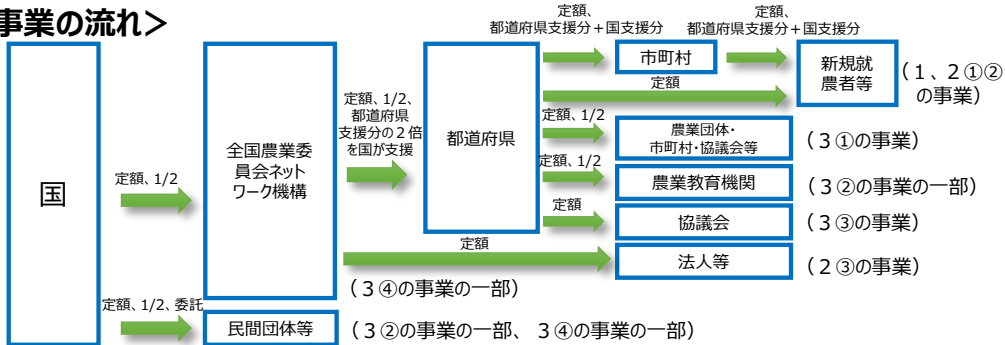
※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

<事業の流れ>



No.	⑤-5	R6当初予算	8,389百万円
事業名	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	府省庁名	農林水産省
概要	<p>少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。</p>		
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、 農林漁業者の組織する団体等	補助率	定額、1/2等
対象事業	<p><農山漁村発イノベーション対策> 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。</p>		
支援内容	<p>ソフト事業は定額、補助率1/2 ハード事業は補助率1/2等</p>		
離島での実績	<p>R5年度実績 新潟県佐渡市、島根県海士町、岡山県笠岡市、香川県丸亀市、香川県土庄町、香川県小豆島町、福岡県福岡市、大分県佐伯市、長崎県平戸市 等</p>		
備考			
担当部署	農林水産省農村振興局都市農村交流課		
連絡先	03-3502-5946		
参照HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html		

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



② 農山漁村発イノベーション創出支援型



③ 農泊推進型

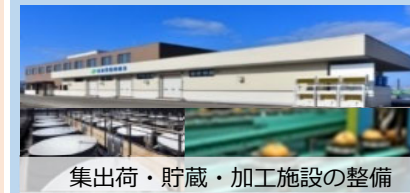


④ 農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



② 農泊推進型

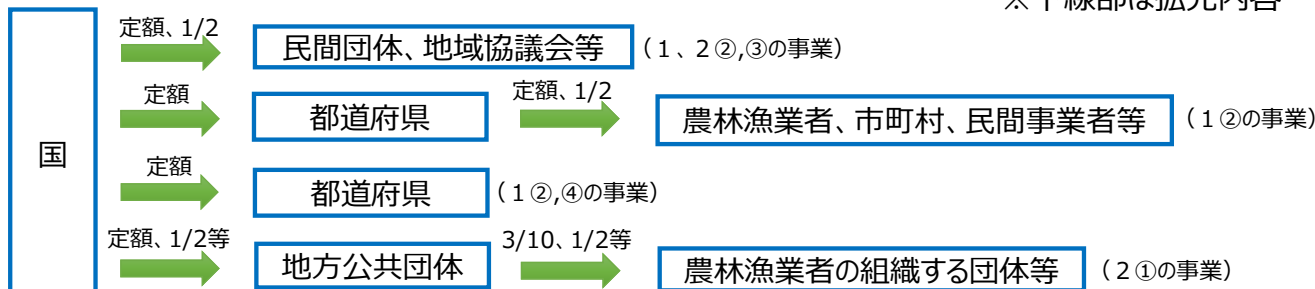


③ 農福連携型



<事業の流れ>

※ 下線部は拡充内容



No.	⑤-6		R6 当初予算	8389 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)		府省庁名	農林水産省
概要	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会	補助率	定額	
対象事業	(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2) 農村型地域運営組織 (農村 RMO) 形成推進事業			
支援内容	(1)、(2) とともに定額補助			
離島での実績	R5 長崎県壱岐市 壱岐市スマート農業推進協議会 (高畝栽培と AI を組み合わせた栽培技術の確立、JA 等と連携したバリューチェーンの構築及び、収益力向上による担い手確保に向けた調査、計画作成、実証)			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html			

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**、複数の集落の機能を補完する**農村RMOの形成**、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

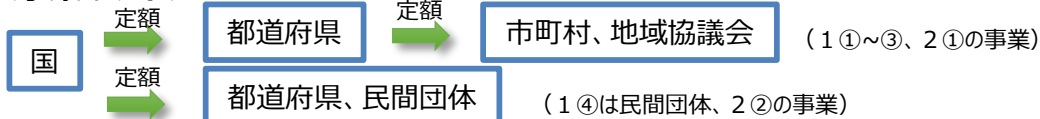
- 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。
- 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>





<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上 高収益作物導入 	イ 販売力強化 高糖度栽培技術の導入 	ウ 農用地保全 棚田の保全 
エ 複合経営 ミニトマト栽培と加工品の開発 	オ 生活支援 買物支援・見守り 	



デジタル技術の導入・定着

 <p>《栽培技術のeラーニング》</p>	 <p>《テレビ画面で買物支援》</p>
--	---

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援  農用地保全  地域資源活用  生活支援	② 農村RMO形成伴走支援  全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修 
--	---

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化（デジタル田园都市国家構想の実現を後押し）

「くらしづくり」を推進
農村の

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

No.	⑤-7		R 6 予算額	12,052 百万円の内数
事業名	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)		府省庁名	農林水産省
概要	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の強化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	補助率	都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）	
対象事業	<p>1 産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ） 産地の収益力強化や合理化に必要な集出荷施設や加工・貯蔵施設等の産地基幹施設の整備や再編等を支援。</p> <p>2 食品流通拠点整備の推進（卸売市場等支援タイプ） 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地で共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援。</p>			
支援内容	<p>1 産地基幹施設等整備 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。</p> <p>2 食品流通拠点整備 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等</p>			
離島での実績	R5年度実績なし			
備考	—			
担当部署	1の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 2の事業 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	1の事業 03-3502-5945 2の事業 03-6744-2059			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算額 12,052 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業者の育成等を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械の導入を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内

1/2以内等

1/2以内等

農業者等 (1の事業)

【お問い合わせ先】

(1①、2の事業)

(1②の事業)

(3の事業)

都道府県

市町村

農業者等

(2、3の事業)

国

交付(定額)

<事業イメージ>

【国直接採択】

モデル等の育成・提供	A 先駆的モデル支援タイプ ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円	連携生産者 供給調整機能 連携産地 拠点事業者 生産安定・効率化機能 実需者ニーズ対応機能 【安定供給】
	B 農業支援サービス事業支援タイプ ・助成対象：農業用機械 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円	産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等） 農業支援サービス事業者 A産地 B産地 C産地

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	C 産地基幹施設等支援タイプ ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【33億円】 2.④のメニューとは別枠で、みどりの食料システム戦略、スマート農業技術の導入、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備	
	D 卸売市場等支援タイプ ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

農産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

農産局技術普及課

(03-6744-2221)

新事業・食品産業部食品流通課

(03-6744-2059)

No.	⑤-8	R6 当初予算 R5 補正予算	9,900 百万円 4,900 百万円
事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金	府省庁名	農林水産省
概要	野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。		
支援対象	都道府県、地域協議会、民間団体等(事業により、事業実施主体は異なる)	補助率	(1) 整備事業：定額、2/3 以内、 5.5/10 以内、1/2 以内 (2) 推進事業：定額、1/2 以内
対象事業	<p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業【当初】</p> <p>①整備事業（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵（広域柵）、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 <p>②推進事業（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材導入、一斉捕獲、追払い、生息環境管理等の地域ぐるみの被害防止活動 ・ 捕獲を含めたサル、クマ及び鳥類複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、処理加工施設の人材育成 等 <p>(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域捕獲、新技術実証・普及、人材育成、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 <p>(3)都道府県広域捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況調査、広域捕獲活動（個体数調整）、高度技術人材育成活動 等 <p>(4)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：地域協議会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲活動経費の直接支援（頭数に応じた支払） <p>(5)シカ特別対策等事業【補正】（事業主体：都道府県、地域協議会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援 <p>(6)鳥獣被害対策基盤支援事業【当初】（事業主体：民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化 等 <p>(7)全国ジビエプロモーション事業【当初】（事業主体：民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジビエフェアの開催、ジビエ需要拡大・普及に向けたイベント、PR等の情報発信 <p>(8)鳥獣被害防止対策促進支援事業【補正】（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策の理解醸成を図るための情報発信の取組や侵入防止柵（広域柵）の整備 		
支援内容	<p>(1)①、(8)のうち侵入防止柵の整備については、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額支援。沖縄県は 2/3 以内、離島振興法等 6 法指定地域は 5.5/10 以内、それ以外は 1/2 以内</p> <p>(1)②については、定額、1/2 以内</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)については、定額</p> <p>(6)、(7)、(8)のうち侵入防止柵の整備以外については、定額(ただし、全国団体を想定)</p>		
離島での実績	4 年度 長崎県対馬市、鹿児島県薩摩川内市、佐賀県唐津市など 79 市町村		
備考	離島でも対象になるのは主に(1)、(3)、(8)の事業		
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室		
連絡先	TEL 03-3591-4958		
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html		

63 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算額 10,009 (9,713) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

<政策目標>

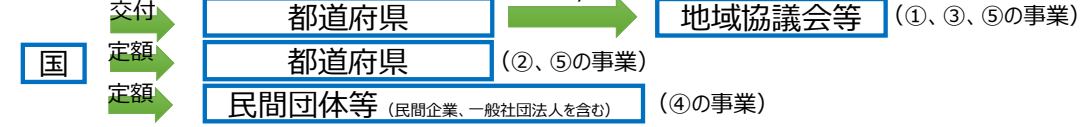
- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加(42,110人[令和5年度] → 43,800人[令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増(4,000t[令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603) 百万円

- 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
 シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
 被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

刈り払い等による生息環境管理

捕獲活動経費の支援

処理加工施設等の整備

処理加工施設等における人材育成

【捕獲等の強化】

- シカの個体数減少に向けた取組**
 被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】

- 効率的な柵の設置に向けた支援**
 広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和5年度補正予算含む】

【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- 広域搬入の推進**
 捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施

- ジビエの情報発信強化**【令和5年度補正予算】
 ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化

2. シカ等による森林被害緊急対策事業 109 (109) 百万円

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

<事業の流れ>



【林業関係者の参画促進】

林業関係者と狩猟者の連携、新技術の活用

【広域捕獲への支援】
都道府県による広域捕獲

被害をもたらす群の駆除

【国土保全のための捕獲】
ジビエ利用できない捕獲個体の大型排水管を活用した残渣減容化

奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域で捕獲

No.	⑤-9		R6 当初予算	1,086 百万円
事業名	農地利用効率化等支援交付金		府省庁名	農林水産省
概要	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
支援対象	市町村	補助率	3 / 10 以内	
対象事業	<p>(1) 融資主体支援タイプ 目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。</p> <p>(2) 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援。</p>			
支援内容	補助率 (1)(2)とも事業費の3 / 10以内 配分上限額 (1) 300 万円等 (2) 個人 1,000 万円、法人 1,500 万円			
離島での実績	—			
備考	—			
担当部署	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室			
連絡先	TEL 03 - 6744 - 2148			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html			

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算額 1,086 (1,521)百万円】
 (令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、融資を受けて**経営改善**の取組に**必要な農業用機械・施設を導入**する場合に支援します。

- ※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）
- ※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

- ・スマート農業優先枠
 ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）
- ・集約型農業経営優先枠
 中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

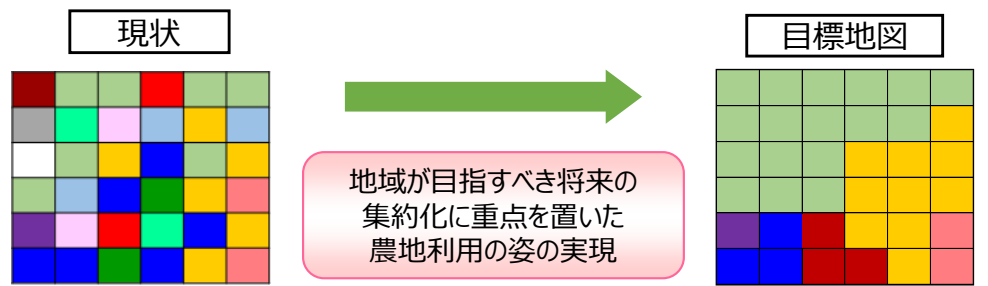
※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和5年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
 担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



助成対象者	将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
助成内容	経営改善の取組に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）
補助率	事業費の3/10以内
補助上限額	300万円（経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については600万円に引上げ） （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円）

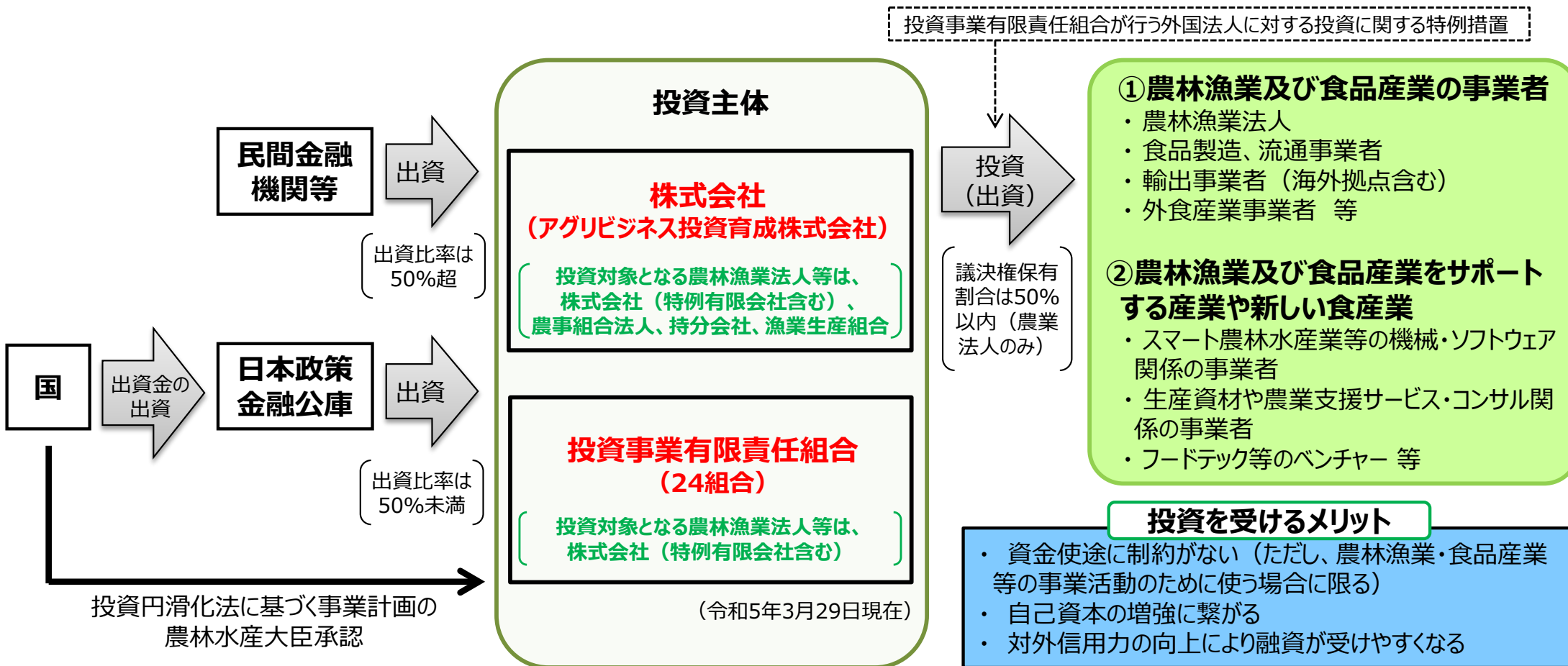
（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

No.	⑤-10		R6 予算額	—
事業名	農林漁業法人等投資育成事業		府省庁名	農林水産省
概要	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>			
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率50%未満	
対象事業	<p>投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。</p> <p>農林漁業法人等投資育成事業とは、</p> <p>(1) 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるもの取得及び保有する投資事業</p> <p>(2) 農林漁業法人等への経営又は技術指導を行うことにより、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。</p>			
支援内容	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>			
離島での実績	<p>上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。</p>			
備考	<p>(1) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。</p> <p>(3) 公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。</p>			
担当部署	経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html			

投資円滑化法による農林漁業法人等への投資（出資）の仕組み

- 農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
- 農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実を促進するとともに、フードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
- 日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。



No.	⑤-11		R 5 補正予算額	31,000 百万円の内数
事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)		府省庁名	農林水産省
概要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体等	補助率	1 / 2 以内等 効果増進事業は定額 (1 / 2 相当)	
対象事業	<p>1 生産支援事業 高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な農業機械や資材の導入に要する経費を支援。</p> <p>2 整備事業 高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備に必要な経費を支援。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入等の技術実証に要する経費を支援。</p>			
支援内容	<p>1 生産支援事業</p> <p>① 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>② 生産資材の導入等</p> <p>2 整備事業 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>			
離島での実績	種子島（西之表市）：集出荷貯蔵施設（ばれいしょ）（令和5年度補正予算）			
備考	—			
担当部署	農林水産省農産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL 03-3502-5945			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和5年度補正予算額 31,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- ③ 国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の**増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備**、**国産加工・業務用野菜等のサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備、需要拡大に資する全国的な取組等**を支援します。

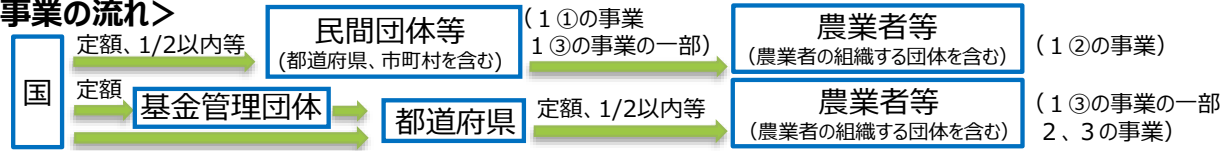
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得	産地の収益性の向上
新たな生産・供給体制 <ul style="list-style-type: none"> 拠点事業者の貯蔵・加工施設 果樹・茶の改植や新樹形導入 国産シェア拡大に向けた施設 流通効率化に向けた機械・施設 	収益力強化への計画的な取組 <ul style="list-style-type: none"> 農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 優先枠の設定 スマート農業推進枠 施設園芸エネルギー転換枠 持続的畑作確立枠 優先枠の設定 中山間地域の体制整備 農産物輸出に向けた体制整備 施設整備
生産基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> 継承ハウス、園地の再整備・改修 堆肥等を活用した土づくり 	

- 【お問い合わせ先】
- (1 ①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 - (1 ②③、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
 - (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
 - (1 ③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
 - (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

No.	⑤-12		R6 当初予算	26,100 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金		府省庁名	農林水産省
概要	<p>中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。</p> <p>このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動の継続を図る。</p>			
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額	
対象事業	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地地域との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a 等 ただし、地方公共団体が1/2相当を負担（特認地域にあっては、2/3）</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等</p>			
離島での実績	R4 佐渡島、壱岐島など			
備考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地。			
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	TEL 03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

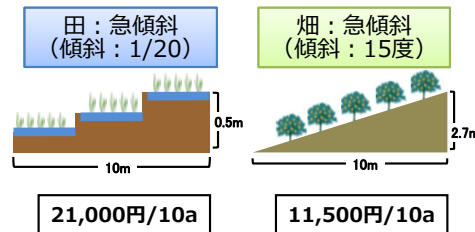
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

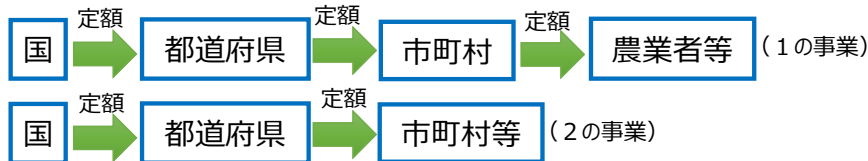


「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10aあたり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

No.	⑤-13		R 6 予算額	48,589 百万円
事業名	多面的機能支払交付金		府省庁名	農林水産省
概要	農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援			
支援対象	1. 農業者等の組織する団体等 2. 地方公共団体、推進組織	補助率	1. 定額 2. 定額	
対象事業	1. 多面的機能支払交付金 (1) 農地維持支払 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援 (2) 資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援 2. 多面的機能支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の活動を支援			
支援内容	1. 多面的機能支払交付金（定額補助） (1) 農地維持支払 （都府県の田：3,000 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：250 円／10a） (2) 資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動 （都府県の田：2,400 円／10a、畑：1,440 円／10a、草地：240 円／10a） 資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動 （都府県の田：4,400 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：400 円／10a） ※ただし北海道の補助額は上記と異なる。 2. 多面的機能支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村等が推進に必要な現地指導、現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R4 佐渡島、隠岐の島、五島列島、壱岐島、種子島等			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室			
連絡先	03-6744-2197			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html			

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等





資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等





実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

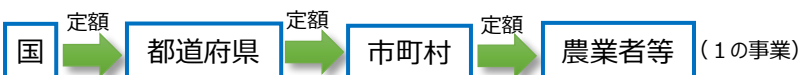
- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>

【加算措置】 (円/10a)

		項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田		400	320
		畑		240	80
		草地		40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田		400	320

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)



No.	⑤-14	R6 所要額	15,621 百万円の内数
		R5 所要額	15,621 百万円の内数
事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	府省庁名	農林水産省
概要	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。		
支援対象	① 生産者（法人、個人） ② 出荷団体	補助率	国:都道府県:生産者等=1:1:1 （特定野菜の場合） 国:都道府県:生産者等=2:1:1 （指定野菜の場合）
対象事業	都道府県知事が認定した対象産地内の生産者等に対し、特定野菜等の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の80%を価格差補給金として交付。		
支援内容	離島振興対策実施地域においては、産地要件を一部緩和。 ＜対象産地内で栽培される指定野菜の作付面積＞ （通常） 葉茎菜類等 概ね 10ha 以上 → 概ね 5ha 以上 果菜類 概ね 5ha 以上 → 概ね 3ha 以上 （離島振興対策実施地域）		
離島での実績	令和4年度実績なし（離島実績として抽出することが困難）		
備考	—		
担当部署	農林水産省農産局園芸作物課		
連絡先	TEL.03-3502-5961		
参照 HP	http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html		

野菜価格安定対策事業

【令和6年度予算額（所要額）15,621（15,621）百万円】

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%~120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

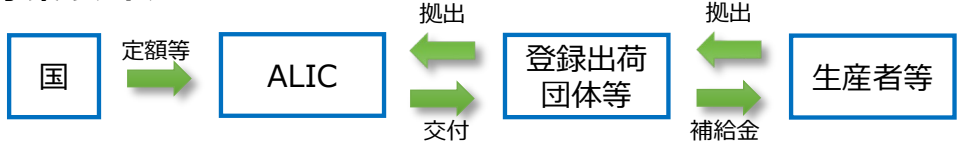
5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

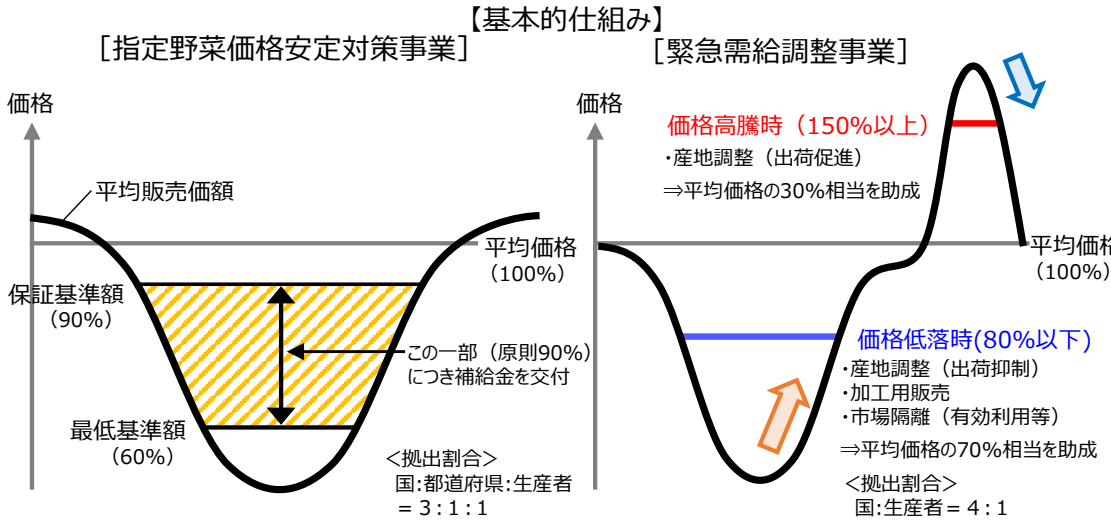
6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜
 キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜
★ ブロッコリーを指定野菜に追加予定
 （令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用予定）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜
 アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 (03-3502-5961)

No.	⑤-15	R6 予算額	—
事業名	中山間地域活性化資金	府省庁名	農林水産省
概要	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金		
支援対象	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）</p> <p>② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）</p> <p>③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人</p>	補助率 (貸付条件)	<p>・貸付利率(令和5年3月20日現在)</p> <p>①、②0.75%~0.95%</p> <p>③1.10%</p> <p>・貸付限度額 負担額の80%以内</p> <p>・償還期限</p> <p>①、②15年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>③25年以内(うち据置期間8年以内)</p>
対象事業	「支援内容」をご覧ください。		
支援内容	<p>①加工流通施設整備資金 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金</p> <p>②保健機能増進施設整備資金 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金</p> <p>③生産環境施設整備資金 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金</p>		
離島での実績	<p>平成28年度：広島県大崎上島町、平成29年度：広島県尾道市</p> <p>平成30年度：山形県酒田市、長崎県対馬市、令和2年度：長崎県対馬市</p> <p>令和3年度：長崎県五島市</p>		
備考	○令和6年度融資枠：180.0億円		
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課		
連絡先	03-6744-2498		
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html		

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	0.75%～0.95%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和6年3月18日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和6年度融資枠（令和5年度融資枠）

180.0億円（207.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

No.	⑤-16		R6 当初予算	19,843 百万円
事業名	農地耕作条件改善事業		府省庁名	農林水産省
概要	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。			
支援対象	農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等	補助率	定額、1/2 等	
対象事業	<p>(1) 地域内農地集積型 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援</p> <p>(2) 高収益作物転換型 高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援</p> <p>(3) スマート農業導入推進型 基盤整備と一体的に行う GNSS 基地局の設置等、スマート農業の導入について支援</p> <p>(4) 病虫害対策型 病虫害の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援</p> <p>(5) 水田貯留機能向上型 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援</p> <p>(6) 土地利用調整型 多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援</p>			
支援内容	<p>(1)～(6)、いずれも定額、補助率1/2等 ただし、 ○実施地域は、農用地区域のうち地域計画を策定した区域等 ○採択要件は、事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が 200 万円以上となること。受益者数が、農業者2者以上であること。 等</p>			
離島での実績	R5 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町、広島県大崎上島町 等			
備考	<p>○離島の場合は、補助率 55%で支援。 ○募集は随時行っており、手続については都道府県の事業担当へ御相談ください。</p>			
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課			
連絡先	TEL 03-6744-2208			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiku/noutiseibi/			

No.	⑤-17		R6 当初予算	150 百万円
事業名	持続可能な食品等流通対策事業		府省庁名	農林水産省
概要	喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。			
支援対象	食品流通業者等を構成員とする協議会	補助率	定額、1/2以内	
対象事業	<p>1. 物流生産性向上実装事業 物流の標準化（パレット、外装、コード等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組を支援。</p> <p>2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業 物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等（パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト等）の導入を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 物流生産性向上実装事業 会場借料・設営費、通信・運搬費、設備・機器等借上費、印刷製本費等</p> <p>2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業 設備・機器等導入費、配送、パレット管理棟のシステム導入に要する経費等</p>			
離島での実績	R5 年度実績なし			
備考	—			
担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	03-3502-5741			
参照 HP	r6kettei_pr25.pdf (maff.go.jp)			

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、**麦・大豆の増産に必要な取組等**をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善**を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換**に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、**スマート農業の導入**について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「**田んぼダム**」の実施に必要な**基盤整備**を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニング**に必要な**交換分合**や**基盤整備**を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の**未整備農地を整備**する場合、**農地整備・集約推進費**の活用が可能（1、2の事業）

※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能（2の事業）

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



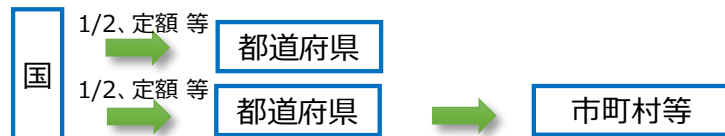
「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成	定率助成※2
(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1 (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等	(ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R5年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成	定率助成
(ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー (ソフト) 条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植・改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等	(ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備（盛土、園内道整備等） (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

- ※4 単年度あたり300～500万円迄を支援
高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等
- ※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等
- ※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等
- ※7 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

(ハード) GNSS基地局の整備 (必須)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等 (定率)



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域
・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等 (単年度当たり300万円迄)、条件改善促進支援 (定率) 等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

(ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等)(定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等

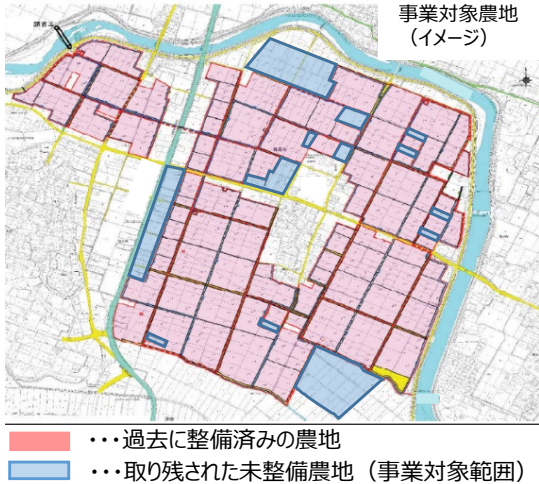


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（3/3）

[農地整備・集約推進費] (①地域内農地集積型・②高収益作物転換型)

- 基盤整備が進んだ地域に**取り残された未整備農地**は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること
- ・以下の①又は②の期間が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
- ・次世代農業発展計画の作成

[高収益作物導入促進費] (②高収益作物転換型)

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率**に応じ、**高収益作物導入促進費を交付**（**国費負担：50%等**）することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

[推進費・促進費を活用する場合のガイドライン]

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

No.	⑤-18		R5 補正予算	800 百万円
事業名	物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策		府省庁名	農林水産省
概要	喫緊の課題である「物流 2024 年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。			
支援対象	食品流通業者等で構成される協議会	補助率	定額、1 / 2 以内	
対象事業	<p>1. 物流生産性向上推進事業</p> <p>物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 物流生産性向上推進事業</p> <p>推進事業：会場借料・設営費、通信・運搬費、印刷製本費、広告・宣伝費等 物流生産性向上実装事業：パレット導入費、モーダルシフトに要する経費等 物流生産性向上設備・機器等導入事業：設備・機器導入費等</p>			
離島での実績	R5 年度実績なし			
備考	—			
担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	03-3502-8237			
参照 HP	r6kettei_pr25.pdf (maff.go.jp)			

物流革新に向けた食品等流通総合対策

【令和6年度予算額 150（-）百万円】

（令和5年度補正予算額 2,500百万円）

<対策のポイント>

喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる**新たな食品流通網を構築**するため、多様な関係者が一体となって取り組む**①物流の標準化、デジタル化等の取組**、**②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入**、**③中継共同物流拠点の整備**等を総合的に支援し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を縮減（10% [2030年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域[2028年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続可能な食品等流通対策事業

150（-）百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策

【令和5年度補正予算】2,500百万円

① 物流生産性向上推進事業

800百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援します。

また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

1,700百万円

農産品等の流通網を強化するため、中継輸送、モーダルシフト、共同輸配送に必要な**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

地域の流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

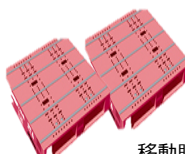
ITベンダー

等

補助事業を活用した実装、設備・機器導入、施設整備

<実装支援>

標準パレットの導入



移動販売車の導入



<設備・機器の導入支援>

パレタイザー



クランプ



フォークリフト

<中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバース

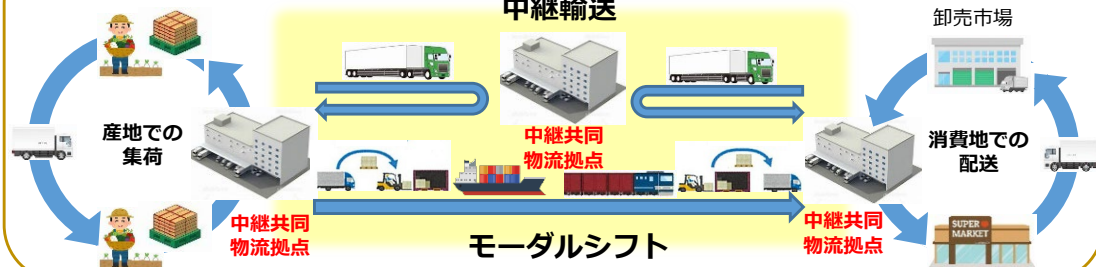


コールドチェーン確保のための冷蔵設備

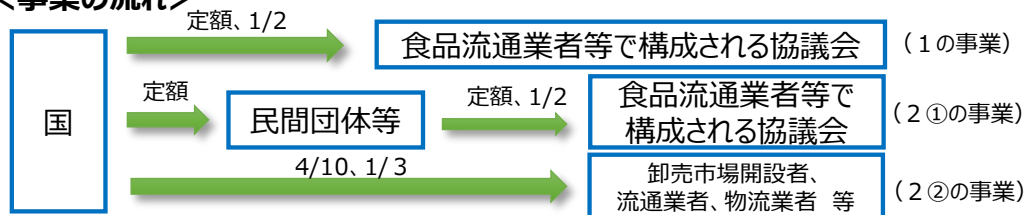


新たな食品流通網の構築

中継輸送



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2①の事業）
（2②の事業）

大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

（03-3502-5741）

食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）

No.	⑤-19	R6 当初予算 R5 補正予算	1,720 百万円の内数 158 百万円の内数
事業名	消費・安全対策交付金 (うち重要病害虫の特別防除等)	府省庁名	農林水産省
概要	我が国未発生又は一部に発生しているアリモドキゾウムシやミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援		
支援対象	都道府県、市町村、生産者が組織する団体等	補助率	定額 10/10 以内, 定額 1/2 以内等
対象事業	ミカンコミバエ種群等の緊急防除の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の実施に要する経費、南西諸島に発生しているアリモドキゾウムシ等の重要病害虫の根絶防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入・まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫が確認された場合の発生地域における発生調査、防除対策等に要する経費等を支援		
支援内容	交付率定額 10/10, 1/2 以内等		
離島での実績	ミカンコミバエ種群の誘殺に伴う防除等(徳之島等) アリモドキゾウムシ根絶防除(喜界島) カンキツグリーンング病菌根絶防除(徳之島等)		
備考			
担当部署	消費・安全局植物防疫課		
連絡先	TEL 03-6744-9644		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/syouan_kouhukin_youkou_youryou.html		

消費・安全対策交付金のうち 重要病害虫の特別防除等

【令和6年度予算概算決定額 1,720 (2,006) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算 158百万円の内数)

<対策のポイント>

農作物に重大な被害を及ぼす**重要病害虫の侵入が確認された場合**、発生地域において**防除対策等を確実に講じます**。

<事業目標>

我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**定着・まん延防止**

<事業の内容>

1. 侵入病害虫に対する初動防除

緊急防除等の対象となりうる**重要病害虫の侵入が確認された場合**に、発生範囲の特定や薬剤散布等の**初動防除を実施**します。

2. クビアカツヤカミキリ等の防除

植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入し、**まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫が確認された場合**に、**発生地域における発生調査、防除対策等を実施**します。

3. 緊急防除の実施

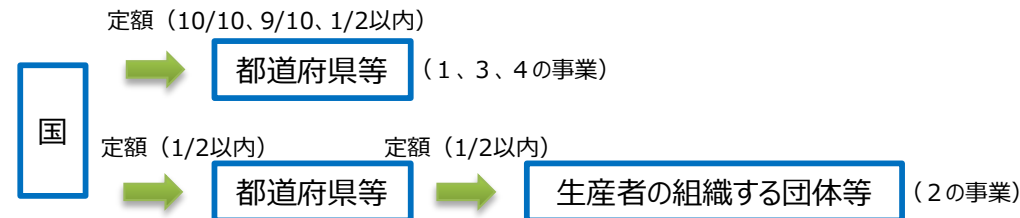
我が国で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウ等の**重要病害虫の定着・まん延防止を図るため**、植物防疫法に基づく**緊急防除を実施**します。

また、火傷病等の我が国が侵入を警戒する病害虫の**侵入が確認された場合**、緊急防除を迅速に実施する仕組み等を活用し、**迅速かつ集中的に防除対策を実施**します。

4. 根絶防除の実施

南西諸島等の国内の一部地域にのみ発生が確認されているアリモドキゾウムシやカンキツグリーンング病等の**重要病害虫について**、その**根絶を図るための防除を実施**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

初動防除の例 (ミカンコミバエ種群)



ミカンコミバエ種群
(成虫)



誘殺板の設置の様子

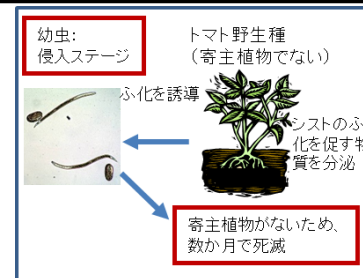


成虫と幼虫



被害樹の伐採

緊急防除の例 (ジャガイモシロシストセンチュウ)



対抗植物の植栽による防除

アリモドキゾウムシの根絶防除



成虫と幼虫

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

【お問い合わせ先】消費・安全局植物防疫課 (03-6744-9644)